

三次市教育委員会議案第52号

三次市文化財業務専門員の任命について

三次市文化財業務専門員設置要綱（平成25年三次市教育委員会告示第7号）第4条の規定により，別紙の者を三次市文化財業務専門員に任命することについて，議決を求める。

平成26年3月28日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基